

森林環境譲与税を活用した森林整備事業の推進について

令和4年5月25日

農林水産部

1 経緯

- 令和元年度：森林経営管理制度開始、森林環境譲与税の譲与開始
- 令和2年度：法改正に伴い譲与額の前倒し増額
- 令和6年度：森林環境税の徴収開始

2 譲与税の執行状況

- 県内市町村への譲与額は下表のとおりとなっており、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査や森林整備等に充てられている。
- 一方、令和2年度末実績で、譲与額に対する執行率は35%（全国46%）となっており、65%に当たる約8億円が基金に積み立てられている。
- 令和4年度は譲与税が更に増額され（10.8億円見込み）、令和6年度以降は13億円程度となる見込み。

＜森林環境譲与税の活用状況＞

単位：千円

年度	譲与額	執行済額						基金積立
		意向調査	森林整備	雇用	木材利用	普及啓発その他		
R1	396,923 (100%)	116,111 (29.3%)	91,265 (23.0%)	1,459 (0.4%)	14,161 (3.6%)	1,858 (0.5%)	7,368 (1.8%)	280,812 (70.7%)
R2	843,496 (100%)	313,297 (37.1%)	170,444 (20.2%)	80,628 (9.6%)	22,955 (2.7%)	26,007 (3.1%)	13,263 (1.5%)	530,199 (62.9%)
累計	1,240,419 (100%)	429,408 (34.6%)	261,709 (21.1%)	82,087 (6.6%)	37,116 (3.0%)	27,865 (2.2%)	20,631 (1.7%)	811,011 (65.4%)

3 市町村への依頼事項

- 令和6年度から森林環境税の徴収が開始される中、財源が有効に活用されていないとなると、制度の在り方自体が問われる事態にもなりかねないことから、今年度補正予算への計上を含めて、譲与額を効果的に活用するようお願いする。
- 効果的な活用に向け、都市部との交流・連携構想の有無、用途に関する課題や要望、今後必要となる森林整備の所要額等の実態調査を行うので協力をお願いする。